

# 久慈・閉伊川国有林の地域別の森林計画書（案）

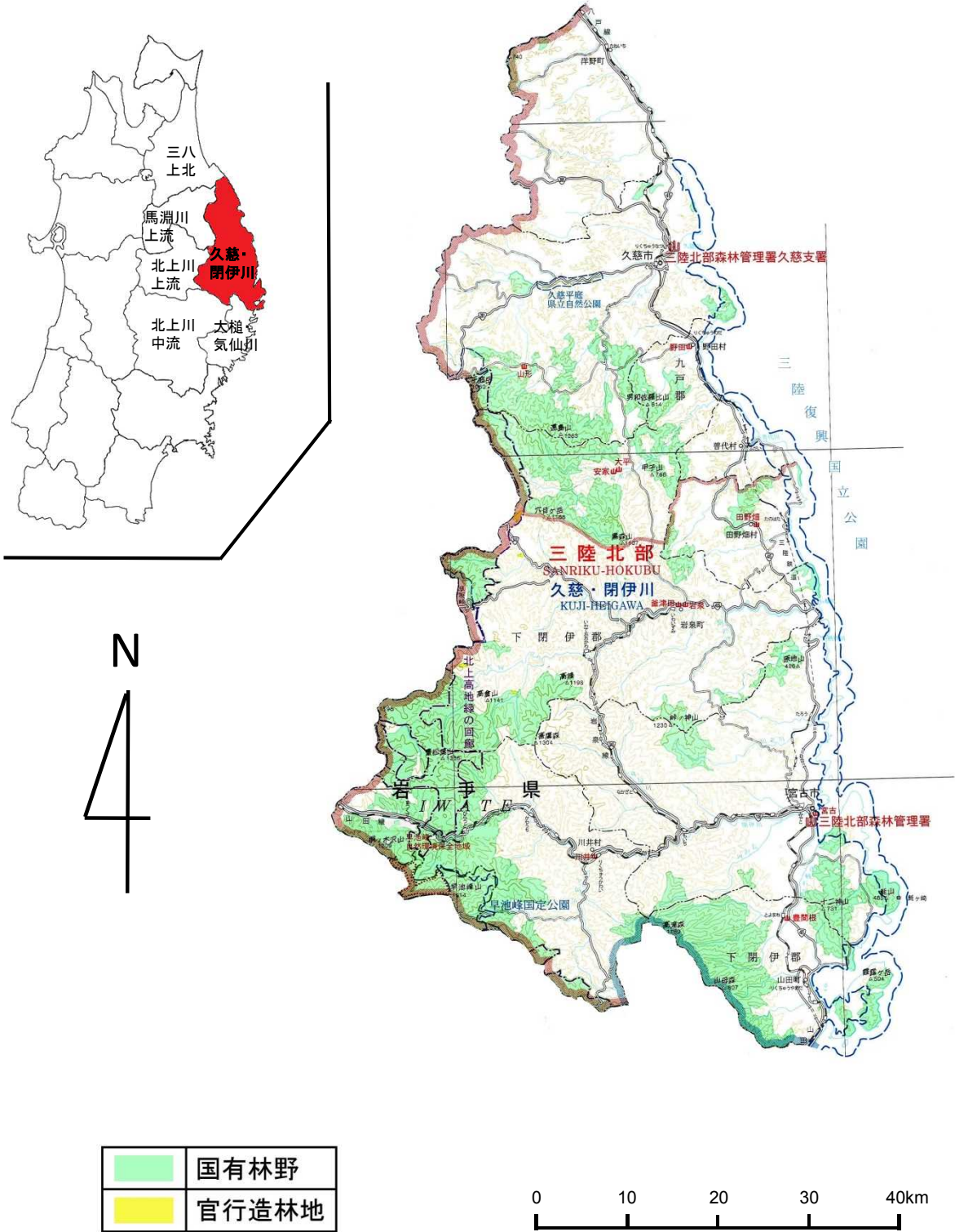
（久慈・閉伊川森林計画区）

計画期間 自 平成29年4月1日  
至 平成39年3月31日

東北森林管理局



# 久慈・閉伊川森林計画区の位置図





## 目 次

### I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況 -----	1
1 位置 -----	1
2 自然的背景 -----	1
3 社会経済的背景 -----	2
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	4
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 -----	5

### II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	6
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項 -----	11
(1) 溪畔周辺の整備・保全	
第3 森林の整備に関する事項 -----	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） -----	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
2 造林に関する事項 -----	14
(1) 人工造林に関する事項	
(2) 天然更新に関する事項	
3 間伐及び保育に関する事項 -----	15
(1) 間伐の標準的な方法	
(2) 保育の標準的な方法	
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 -----	17
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	19
	(1) 林道(林業専用道を含む。以下同じ。)等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	
	(4) その他必要な事項	
6	森林施業の合理化に関する事項	21
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
第4	森林の保全に関する事項	22
1	森林の土地の保全に関する事項	22
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
2	保安施設に関する事項	23
	(1) 保安林の整備に関する方針	
	(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
	(3) 治山事業の実施に関する方針	
	(4) その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	24
	(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	24
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	
	(3) 林野火災の予防の方針	
	(4) その他必要な事項	
第5	計画量等	25
1	伐採立木材積	25
2	間伐面積	25
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	25
4	林道の開設又は拡張に関する計画	26
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	28
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	

第6	その他必要な事項	30
	保安林その他制限林の施業方法	
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	40
(附)	参考資料	
1	森林計画区の概況	43
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
	(2) 地況(気候)	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別生産額	
	(5) 産業別就業者数	
2	森林の現況	46
	(1) 齢級別森林資源表	
	(2) 制限林普通林別森林資源表	
	(3) 市町村別森林資源表	
	(4) 制限林の種類別面積	
	(5) 樹種別材積表	
	(6) 荒廃地の面積	
	(7) 森林の被害	
3	林業の動向	57
	(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(2) 林業事業者等の現況	
	(3) 林業労働力の概況	
	(4) 林業機械化の概況(高性能林業機械)	
4	前計画の実行状況	60
	(1) 伐採立木材積	
	(2) 人工造林・天然更新別面積	
	(3) 林道の開設又は拡張の数量	
	(4) 保安施設の数量	
5	林地の異動状況(森林計画の対象森林)	61
	(1) 森林より森林以外への異動	
	(2) 森林以外より森林への異動	
6	森林資源の推移	61
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首資源表	
7	その他	63
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	





## I 計画の大綱

### 第1 森林計画区の概況

#### 1 位置

本森林計画区は、岩手県の北東部に位置し、北側は三八上北森林計画区、南側は大槌・気仙川森林計画区及び北上川中流森林計画区、西側は馬淵川上流森林計画区及び北上川上流森林計画区に接し、東側は太平洋に臨む、宮古市をはじめとする2市3町3村を包括する区域である。

#### 2 自然的背景

##### (1) 地勢

本森林計画区は、隆起準平原の北上山地に全体が含まれ、西部から東部の太平洋岸に向けて傾斜した地形となっている。

西部には、北上山地の最高峰である早池峰山(1,917m)をはじめ、御大堂山(1,196m)、三巢小岳(1,181m)、安家森(1,239m)、平庭岳(1,060m)などの山岳が連なっている。

東部の太平洋岸は、宮古市を境として南側は沈水海岸となっておりリアス式海岸を形成するのに対し、北側は隆起海岸となっており海岸段丘が発達している。

河川は、西部の山岳地帯を源流とし、東に流れて太平洋に注ぐ久慈川、安家川、普代川、小本川、田老川、閉伊川、津軽石川などがある。

##### (2) 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、主として古生層の砂岩、石灰岩、粘板岩などが分布し、一部に第三紀層や花崗岩の分布もみられる。

本森林計画区の土壌は褐色森林土が過半を占め、黒色土、ポドゾル土壌もみられる。

##### (3) 気候

本森林計画区は北上高地脊梁から太平洋に至る広大な地域にわたっているため、気候も地域によって異なるが、一般に寒暖の差が大きい。また、春から夏にかけて冷たく湿気を帯びた偏東風(やませ)の影響を強く受ける地域である。

久慈市、宮古市などの太平洋沿岸は海洋性気候であり、降雨量は夏季から秋季にかけて多く、冬季の降雪量は少ない。また、沿岸部では春季にしばしばフェーン現象が生じ、林野火災の発生しやすい気象状況となる。岩泉町の安家川流域及び宮古市川井地区は内陸性気候であり、一般に冷涼で夏季が短く、冬季は寒気が厳しく、積雪量も多い。

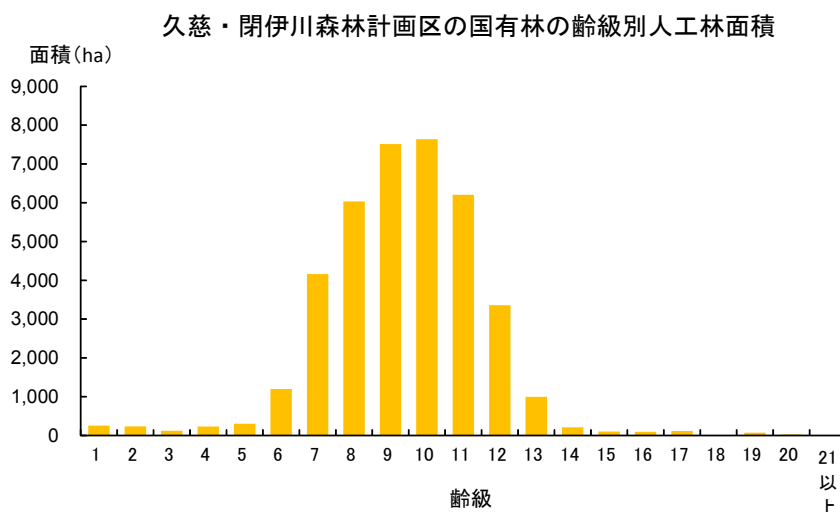
平成18年～27年の10年間における気象観測データでは、最高気温は37.5℃(宮古市、山田町)、最低気温は-22.5℃(宮古市)、年平均気温は約7～11℃である。年間降水量は約1,100～1,600mmであり、最深積雪量は126cm(宮古市)となっている。

##### (4) 林況

###### ア 人工林

本森林計画区の国有林の人工林面積は39千haで、立木地面積88千haの44%を占めている。また、人工林蓄積は7,740千m<sup>3</sup>で、総蓄積15,782千m<sup>3</sup>の49%を占めており、樹種別ではカラマツが39%、アカマツが37%、スギが10%となっている。

齢級別人工林面積は、下図のとおり 8 齢級～11 齢級が人工林全体の70%を占め、偏った齢級構成となっており、10 齢級以上の人工林の割合は48%で、主伐期に達している人工林も増加している。



#### イ 天然林

天然林面積は49千haで、立木地面積の56%を占めており、アカマツ林、ヒバ林及びブナその他広葉樹林が主体となっている。

### 3 社会経済的背景

#### (1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は375千haで岩手県の総面積の25%を占めている。土地の利用状況は、森林が333千haで本計画区面積の89%を占め、農地が3%（水田1%）、その他が8%となっている。

#### (2) 地域産業の概要

本森林計画区の実業者総数は68千人で、その産業別の割合は第1次産業が14%、第2次産業が27%、第3次産業が59%である。

総生産額は約5千億円で、その産業別の割合は第1次産業が4%、第2次産業が37%、第3次産業が58%である。

平成23年3月に発生した東日本大震災により広範にわたる地域が甚大な被害を受け、国の総力を挙げて復旧に向けた取組が進められている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、実業者数で10%、生産額では19%となっている。

#### (3) 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は92千haで、計画区内の土地面積375千haの25%、森林面積333千haの28%を占めている。

また、三陸復興国立公園、早池峰国立公園、久慈平庭県立自然公園及び外山早坂高原県立自然公園等、優れた景観を有する地域や、森林レクリエーションに適した地域も多く、国民の憩いの場として国有林が広く活用されている。

さらに、放牧共用林野として国有林面積の6%が利用されており、畜産等々の土地の利活用を通じて国有林との結びつきが強い地域である。



【三崎山国有林（久慈市）】

## 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（平成24年度～平成28年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。（平成28年度は実行予定を計上している）。

伐採立木材積のうち、主伐については、分収林の契約相手の意向による伐期延長等により、計画を下回る実績となった。間伐については、概ね計画どおりの実績となった。

人工造林については、分収林の伐期の延長で伐採面積が減少したことや、期間の後期に実施した主伐箇所の更新が今期計画に持ち越しとなったことなどにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、薪炭共用林での伐採を契約者の意向を踏まえ取りやめとしたことや、広葉樹の分収林の伐期の延長で伐採面積が減少したことにより、計画を下回る計画となった。

林道等の開設については、東日本大震災の影響で工事を実施する事業体の確保が困難な状況が続いたことなどから、計画を下回る実績となった。

治山事業については、平成24年9月の台風17号及び降雨等による山腹崩壊等に伴い、堆積した不安定土砂が流出するおそれがあることを踏まえ、緊急性・重要性の高い大規模な被災箇所の復旧を優先した結果、地区数は計画を下回った。

### ○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計 画	実 行
伐採立木材積	687 千m <sup>3</sup>	534 千m <sup>3</sup> (78)
主伐	231 千m <sup>3</sup>	128 千m <sup>3</sup> (55)
間伐	457 千m <sup>3</sup>	406 千m <sup>3</sup> (89)
造林面積	889 ha	356 ha (40)
人工造林	702 ha	283 ha (40)
天然更新	187 ha	73 ha (39)
林道等の開設又は拡張	開設：78.3 km 拡張：0 路線	開設：35.6 km (45) 拡張：5 路線
保安林等の整備	指定：－ ha 解除：2 ha	指定：－ ha 解除：12 ha
水源かん養	指定：－ ha 解除：2 ha	指定：－ ha 解除：8 ha
災害防備	指定：－ ha 解除：－ ha	指定：－ ha 解除：4 ha
保健、風致の保存等	指定：－ ha 解除：－ ha	指定：－ ha 解除：－ ha
治山事業	147 地区	48 地区

注1 ( )内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

### 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、その発揮を通じて、国民が安心して暮らせる社会の実現に寄与するとともに、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついているなど、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用するとともに計画的に再造成すべき段階を迎えている。森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、適切な主伐・再造林を推進し、森林資源を有効に活用しながら、人工林の齢級構成の平準化を図るとともに、森林の現況、自然条件及び社会的条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めることとする。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むこととする。

本計画においては、このような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにすることとする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特徴及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。また、本森林計画区は、良質のアカマツが「南部アカマツ」として全国的に知られているように、全般にアカマツの生育に適しており、またカラマツについても人工林の蓄積の多くを占める重要な資源であることから、公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進する中でこれらの資源の充実を図ることとする。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする市町村別森林面積は下表のとおりである。

○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	92,146.45	
宮 古 市	32,383.57	三陸北部森林管理署
山 田 町	13,848.16	三陸北部森林管理署
田 野 畑 村	1,620.69	三陸北部森林管理署
岩 泉 町	30,231.01	三陸北部森林管理署 及び 三陸北部森林管理署久慈支署
久 慈 市	11,377.51	三陸北部森林管理署久慈支署
普 代 村	272.82	三陸北部森林管理署久慈支署
野 田 村	1,894.63	三陸北部森林管理署久慈支署
洋 野 町	518.06	三陸北部森林管理署久慈支署

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課、三陸北部森林管理署及び久慈支署とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全域で水源涵養機能の維持増進を図ることとする。そのため、育成単層林については、除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、自然条件等に応じて育成複層林への転換を推進することとする。地質的に弱い地域等においては、特に山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮した森林整備や地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

また、本森林計画区の国有林には、原始的な天然林、希少な野生生物が生育・生息する森林も多い。加えて、三陸復興国立公園、早池峰国定公園、久慈平庭県立自然公園及び外山早坂高原県立自然公園をはじめとする森林景観の勝れた地域も多く、登山等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されており、このような森林においては、特に生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

併せて、木材等生産機能については、上記の適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

#### (水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



【津軽石川上流（山田町）】

#### (山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



【舟附沢（久慈市）】

#### (快適環境形成機能)

大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や粉塵等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。



【イメージ】

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



【十二神自然観察教育林（宮古市）】

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。



【北山崎（田野畑村）】

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。



【櫃取湿原（岩泉町）】

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。



【赤前地区（宮古市）】



## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害への対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図ることとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図ることとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林地の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図ることとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図ることとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図ることとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図ることとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m<sup>3</sup>/ha

		現 況	計画期末
面積	育成単層林 〔 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、 単一の樹冠層を構成する森林として人為※ <sub>1</sub> に より成立させ維持される森林 〕	38,779.22	38,624.71
	育成複層林 〔 森林を構成する林木を帯状若しくは群状又 は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間に おいて複数の樹冠層※ <sub>2</sub> を構成する森林として 人為により成立させ維持される森林 〕	2,318.27	2,744.45
	天然生林※ <sub>3</sub> 〔 主として天然力※ <sub>4</sub> を活用することにより成 立させ維持される森林 〕	47,216.72	47,228.62
森林蓄積 (ha当たり)		178.70	196.16

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※3 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

## 2 その他必要な事項

### (1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。

### 第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案しつつ、以下を標準的な方法として実施することとする。

##### ア 育成単層林施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあってはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採することとする。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行うこととする。

（ウ）天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

##### イ 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。また、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。

(イ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

#### ウ 天然生林施業を行う森林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。

(イ) 漸伐又は皆伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

(エ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

#### (2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として次のとおり定める。

単位 林齢：年

地 区	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
久慈市	45	40	35	45	20
普代村	45	40	35	45	20
野田村	45	40	35	45	20
洋野町	45	40	35	45	20
宮古市	40	40	35	45	25
山田町	40	40	35	45	25
岩泉町	40	40	35	45	25
田野畑村	40	40	35	45	25

注 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、保安林の伐採規制等に用いられる。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、気候、地形、土壌等の自然条件を適確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法

##### (ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図るため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じ、地拵を行わないことも考慮に入れつつ、適切な作業方法により効率的な実施に努める。

アカマツ、ヒバ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

##### (イ) 植付

気象条件及び苗木の生理に十分配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期適作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待できるよう実施する。

なお、乾燥に強く、植栽工期を削減できる等の特性を持つコンテナ苗を優先して使用する。

##### (ウ) 植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とするが、地位等の立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整するほか、効率的な施業実施の観点からも、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、もって人工造林の低コスト化に努めるものとする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層林施業については、上記の本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数とする。

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,000～3,000
カラマツ	1,500～2,500
ヒノキ	2,500～3,000
ヒバ	1,500～3,000

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

## (2) 天然更新に関する事項

### ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ヒバ、ブナ等の有用天然木とする。

### イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

#### (ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

#### (イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

#### (ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

## (3) その他必要な事項

主伐後の着実な再生林を図るため、上記のほか、伐採から植栽までを一体的に行う効率的な作業システム（一貫作業システム）の導入や、成長の優れた苗の採用等により効率的な森林施業を推進することとする。

## 3 間伐及び保育に関する事項

### (1) 間伐の標準的な方法

#### ア 間伐の方法

間伐の方法は、列状間伐又は単木的に選木を行う定性間伐とするが、間伐の効率性や作業の安全性を考慮し、原則として列状間伐によるものとする。

#### イ 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木の樹高がおおむね9 m、かつ収量比数がスギで0.60以上、アカマツで0.70以上、カラマツで0.65以上とする。

ただし、林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適当と判断される場合は、これらの目安に満たない林分においても、間伐の実施について考慮することとする。

#### ウ 間伐の繰り返し期間

間伐の繰り返し期間の目安は、おおむね10年（ただし、カラマツにあっては8年）とするが、経過年数のみで判断せず、林分の状況等を考慮して決定することとする。

エ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあっては8年前）とする。

オ 間伐率

材積間伐率は35%を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数、作業の方法、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行うこととする。

ア 作業方法

(ア) 下刈

造林木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法（全刈り、筋刈り、坪刈り等）を採用し、効率的な作業を行うこととし、下刈は造林木の高さが雑草木の高さに満たない場合に実施し、造林木の高さが雑草木と同等以上の場合は作業を見合わせる。下刈終期の目安は樹種、植生の種類によって異なるが、造林木の高さが雑草木の高さを上回り、以降造林木の生育に支障がなくなると認められる時期とする。

(イ) つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとする。なお、つる類、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行うこととする。

(ウ) 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び将来生育の見込みのない形質不良な造林木の除去を目的として行うこととする。

豪雪地帯においては、雪害の危険があるので造林木と侵入木の相互の配置状況を考慮し急激な疎開は避けることとする。

イ 作業時期

作業別の作業時期の目安は下表のとおりとする。

樹種	作業別	保育作業計画（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←—————→														
	つる切・除伐						←—————→									
アカマツ	下刈	←—————→														
	つる切・除伐						←—————→									
カラマツ	下刈	←—————→														
	つる切・除伐					←	—————→									



#### 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、以下の考え方に従い、別表1（p40参照）のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

##### ① 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

##### ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

##### (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

##### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

##### (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

##### イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

##### ① 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林に関する自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

##### ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、

樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じて、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

### ○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延長
基幹路網	160	567
うち林業専用道を含む路線	19	32

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

注2 現状については、平成28年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、下表に示す路網密度を目安に森林作業道と一体となった路網整備を一層推進する。

### ○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法  
該当なし。

(4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、林地の保全に留意するとともに、民有林と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有し、適切な生産管理に取り組むなど経営感覚に優れた林業事業体の育成・強化が重要である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への契約時における労働安全衛生対策に関する法令等遵守の指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しうよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、高性能林業機械を活用した作業システムへの移行は着実に広まりつつあり、労働生産性の向上、生産コストの縮減に一定の効果を上げているものの、効率的な森林施業に向け、さらなるコスト縮減等に向けて、今後も継続して普及に努めていく必要がある。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努めることとする。

### (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組むこととする。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総数		76,906.95		
宮古市	1～7, 15～23, 73, 74, 175, 177, 178, 180, 181～196, 198～209, 301～352, 354, 356, 357, 360～365, 370～389, 391～405, 407～412, 414, 420, 580～585	27,348.33	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
久慈市	87～91, 94～128, 130, 132～146, 148～166, 169, 171, 172, 179	9,502.91		
山田町	7～14, 24～31, 36～40, 42～48, 50～67, 69～71, 79, 80	12,250.21		
岩泉町	3～10, 12～14, 17～19, 21～42, 46～50, 52～71, 502～513, 515～536, 538～550, 553～560, 575, 578, 579, 586, 587, 591～594	24,453.16		
田野畑村	566, 567, 570～574, 595, 596	1,495.76		
普代村	1, 2	213.55		
野田村	72～86	1,641.14		
洋野町	196	1.89		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし。

### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘案して、実施地区の選定を行うこととする。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設けることとする。また、その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養<sup>かん</sup>、災害の防備の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図ることとする。近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、治山施設等の設置と保安林の整備を推進することとする。なお、治山事業の実施に当たっては、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林による伐採等に対する規制措置との一体的な運用に努めることとする。

また、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することとする。

加えて、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。

### (4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし。

#### (2) その他必要な事項

該当なし。

### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、ナラ枯れ被害については、本計画区では初めて被害が確認されたことから、関係機関と連携の上、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進をはかることとする。なお、松くい虫被害については、継続的な被害は見受けられないものの、早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

#### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

鳥獣害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、岩手県では五葉山地域を中心として生息域が拡大していることから、森林の有する公益的機能への影響も踏まえ、地方公共団体との連携を図りつつ、生息状況や被害の動向、地域の実情により必要に応じて、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木等の保護措置又はわな捕獲（囲いわな等によるものをいう。）等の捕獲による被害防止対策に取り組むこととする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地元住民、地方公共団体、ボランティア等との連携を図り、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

#### (4) その他必要な事項

国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、標識設置等を行うこととする。



## 第5 計画量等

### 1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,741	1,614	127	375	323	53	1,365	1,292	74
	(94)	(89)	(5)	(80)	(75)	(5)	(14)	(14)	(0)
前半5ヵ年の計画量	862	743	119	196	150	46	667	593	74
	(45)	(40)	(5)	(39)	(34)	(5)	(6)	(6)	(0)

注1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注2 契約に基づく伐採を（ ）により外書き。

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	22,121
前半5ヵ年の計画量	12,256

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 量	1,201	1,000
前半5ヵ年の計画量	590	305

#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業 専用道	宮古市	亀ヶ森	3.0	231	○	1	うち1.0km 後期
				曾呂滝	4.0	168	○	2	うち2.0km 後期
				高畑	1.5	162	○	3	
				桐内	1.0	277	○	4	
				中ノ沢	3.0	235	○	5	うち1.0km 後期
				小檜沢支線	1.0	120	○	6	
				ビキ沢	1.0	158	○	7	
				カグラ沢	0.8	91	○	8	
				黒沢	2.0	201	○	9	
				目倉神沢	1.0	162		10	
				ビキ沢支線	1.0	123		11	
				桐ノ木沢	2.0	183		12	
				下澄沢	1.0	88		13	
				ガンブ加沢	2.0	192		14	
			小計	14 路線	24.3				
			久慈市	ルスベ沢	2.5	85	○	15	
				卯坂	0.9	75	○	16	
				北又沢	2.3	82	○	17	
				北の股沢	1.0	121	○	18	
				侍浜	1.0	81	○	19	
				北ノ又	3.5	148		20	
				遠別川	1.4	110		21	
				竹倉部	3.5	144		22	
				上戸鎖	5.0	210		23	
			小計	9 路線	21.1				
			山田町	鯨山	1.0	95		24	
				桃木沢	1.0	99		25	
				富月沢	2.0	106		26	
				小計	3 路線	4.0			

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			岩泉町	燃壁沢	2.0	183	○	27	
				ホリアッペ	2.7	154	○	28	
				ホリアッペ 支線	1.0	73	○	29	
				イブシノ沢	1.2	75	○	30	
				下大鳥沢	1.1	74		31	
				ヤエス沢	1.7	75		32	
				大鳥頭	1.8	83		33	
				下雷沢	1.0	243	○	34	
				黒岩沢	2.0	189	○	35	
				明神山	3.0	122	○	36	うち2.0km 後期
				川崎支線	1.0	150		37	
				上外山	1.0	163		38	
				小医者待	1.0	200		39	
			小計	13 路線	20.5				
			田野畑村	三沢	2.0	198	○	40	
			小計	1 路線	2.0				
			野田村	獅込頭	1.4	65	○	41	
				大葛沢	1.5	79		42	
				日形井	3.0	174	○	43	
				二又沢	1.4	86	○	44	
			小計	4 路線	7.3				
合計				44 路線	79.2				
				前半5カ年の計画量	25 路線	39.7			

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5ヵ年の 計画面積	
総数（実面積）	76,095.02	76,095.02	
水源涵養のための保安林	64,764.29	64,764.29	
災害防備のための保安林	10,603.89	10,603.89	
保健、風致の保存等のための保安林	2,619.91	2,619.91	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

## (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
宮古市	4～7, 20, 22, 175, 181, 183, 184, 194～196, 206～208, 301, 308, 319, 328, 334, 336, 348, 356, 362, 380, 382, 383, 394～396	31	15	溪間工 山腹工 本数調整伐	
久慈市	87～90, 94～96, 100～114, 116, 118～120, 122～128, 130, 132, 134, 135, 137～139, 141～146, 148～152, 155, 158, 159, 161, 163～166, 169, 171, 172	61	19	溪間工 山腹工 本数調整伐	
山田町	8, 12, 27, 30, 31, 37～39, 40, 43～48, 50, 52, 53, 60～64, 67, 79, 80	26	18	溪間工 本数調整伐	
岩泉町	3～10, 14, 17～19, 21～24, 26～31, 33, 34, 36, 37, 39～42, 46～49, 52～65, 67～70, 517, 534～536, 549, 550, 553～555, 558～560, 575, 578, 579, 594	66	32	溪間工 本数調整伐	
田野畑村	566, 596, 570～574	7	6	溪間工 本数調整伐	
普代村	1, 2	2	1	本数調整伐	
野田村	74～76, 78, 79, 83～85	8	1	溪間工 本数調整伐	
合計		201	92		

## 第6 その他必要な事項

### ○ 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
水かん	宮古市	4～7, 15, 17, 18, 23, 74, 177, 180～186, 188～191, 193～196, 198～209, 301～309, 315, 330～333, 338～352, 354, 356, 357, 360～365, 371～376, 378～383, 386～389, 391～405, 407～412, 414, 580～585,	17,790.02	別紙1の とおり	保健	119.79
					定特2	90.41
					定特3	169.90
					自環特	123.36
					県環特	31.56
	久慈市	87～90, 100～128, 130, 132～146, 148, 150～166, 169, 171, 172	9,224.47		砂指	2.11
					県特2	75.23
					県特3	334.00
山田町	7～14, 24, 30, 31, 36～40, 42～48, 50～67, 69～71, 79, 80	11,171.60	国特2	66.44		
岩泉町	3～10, 12～14, 17～19, 21～42, 46～50, 52～71, 502～513, 516～536, 538～550, 553～560, 575, 578, 579, 586, 587, 591～594	23,507.40	県特2	14.05		
			県環特	186.48		
田野畑村	566, 567, 570～574, 595	1,376.83				
普代村	1, 2	212.51				
野田村	72～83, 85, 86	1,481.47				
計		64,764.29				

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土 流	宮古市	1~3, 19~22, 175, 178, 183~191, 310~314, 316, 317, 319~328, 332, 334~337, 420	7,779.50	別紙1の とおり	保 健 1,639.86 国特2 448.41 国特3 106.80 定特保 339.08 定特1 533.68 定特2 1,075.72 定特3 53.31 自環特 1,245.12 鳥保特 1,444.87 特史跡 1,235.48
	山田町	25~28	582.49		国特2 566.03
	岩泉町	505, 506, 508, 515, 517, 540	351.72		
	田野畑村	572	25.51		
	計		8,739.22		
土 崩	宮古市	204, 301, 302, 305, 318, 329, 338, 339, 370, 374, 377, 381, 384, 385	892.64		砂 指 7.95
	久慈市	90, 91, 94~97, 134	186.18		魚つき 131.89 国特1 102.43 国特2 28.90 国特3 31.93
	山田町	30	1.53		国特1 1.53 魚つき 1.53
	岩泉町	557	160.21		県特2 51.79
	計		1,240.56		
干 害	宮古市	1, 16	303.17		
	田野畑村	567	51.47		
	野田村	84	140.76		
	計		495.40		
なだれ	宮古市	370	77.84		
	岩泉町	12, 14, 31, 54, 58	49.07		
	野田村	79	1.80		
	計		128.71		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
魚つき	宮古市	1, 3, 20, 21	222.69	別紙1の とおり	国特1	185.32
					国特2	28.73
	久慈市	94~97, 179	146.68		土崩	131.89
					国特1	102.43
					国特2	43.69
	山田町	24, 25, 27~31	376.20		土崩	1.53
					国特保	238.86
			国特1	27.22		
			国特2	110.12		
	岩泉町	575, 578, 579	78.26		国特2	78.26
	田野畑村	596	36.43		国特保	36.43
	計		860.26			
保 健	宮古市	18, 187, 188, 311, 312, 314, 317, 420	1,759.65		水かん	119.79
					土流	1,639.86
				定特保	339.08	
				定特1	527.10	
				定特2	2.01	
				自環特	771.67	
				鳥保特	1,274.62	
				特史跡	1,104.87	
	計		1,759.65			
計			77,988.09			
砂 指	宮古市	6, 181, 183~189, 192, 301, 302, 370, 580, 582	56.24	別紙3の とおり	土崩	7.95
					定特2	6.35
					定特3	12.37
	久慈市	94, 98, 99, 112, 115, 149, 154, 160, 164	18.03		水かん	2.11
	山田町	45, 47, 48, 51, 53~56, 60, 63~65, 69, 70	52.68			
	岩泉町	507, 509	15.72			
田野畑村	571	0.37				
洋野町	196	1.89				
計			144.93			
国特保	山田町	25, 27~29	241.37	別紙2の とおり	魚つき	238.86
	田野畑村	596	36.57		魚つき	36.43
					県史跡	36.57
	計		277.94			



単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
国特 1	宮古市	20, 21	185.41	別紙 2 の とおり	魚つき	185.32
	久慈市	94~96	104.82		土 崩	102.43
					魚つき	102.43
	山田町	30	27.26		土 崩	1.53
	計		317.49		魚つき	27.22
国特 2	宮古市	1, 20, 21	478.05		土 流	448.41
					魚つき	28.73
	久慈市	97, 179	43.83		土 崩	28.90
					魚つき	43.69
	山田町	24~31	1,039.50		水かん	66.44
			土 流		566.03	
			魚つき		110.12	
岩泉町	575, 578, 579	78.30	魚つき	78.26		
	計		1,639.68			
国特 3	宮古市	1	107.68	土 流	106.80	
	久慈市	94~97	264.34	土 崩	31.93	
	計		372.02			
	計		2,607.13			
定特保	宮古市	187, 420	340.96	土 流	339.08	
				保 健	339.08	
				鳥保特	340.96	
				特史跡	340.96	
	計		340.96			
定特 1	宮古市	186~188, 311, 312, 314, 317, 420	533.68	土 流	533.68	
				保 健	527.10	
				鳥保特	168.57	
				特史跡	254.06	
	計		533.68			
定特 2	宮古市	184~191, 308, 310~312, 314, 317, 323, 324	1,182.10	水かん	90.41	
				土 流	1,075.72	
				保 健	2.01	
				砂 指	6.35	
				鳥保特	163.67	
	計		1,182.10	特史跡	119.12	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
定特3	宮古市	183～185, 188	245.61	別紙2の とおり	水かん 169.90
					土 流 53.31
	計		245.61		砂 指 12.37
計			2,302.35		
県特2	久慈市	162, 166	75.23		水かん 75.23
	岩泉町	556, 557	65.84		水かん 14.05
	計		141.07		土 崩 51.79
県特3	久慈市	156, 157, 161, 162, 166	341.23		水かん 334.00
	計		341.23		
計			482.30		
自環特	宮古市	325～328, 336, 337, 345, 346, 420	1,369.87	別紙3の とおり	水かん 123.36
					土 流 1,245.12
保 健 771.67					
鳥保特 771.67					
特史跡 521.34					
計			1,369.87		
県環特	宮古市	208	31.56		水かん 31.56
	岩泉町	522, 524, 530, 546, 547	186.48		水かん 186.48
計			218.04		
鳥保特	宮古市	186～190, 420	1,444.87		土 流 1,444.87
				保 健 1,274.62	
				定特保 340.96	
				定特1 168.57	
				定特2 163.67	
				自環特 771.67	
				特史跡 1,080.19	
計			1,444.87		
特 母	久慈市	185	7.21		
計			7.21		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
特史跡	宮古市	186～189, 326, 420	1,235.48	別紙3のとおり	土流 1,235.48
					保健 1,104.87
					定特保 340.96
					定特1 254.06
					定特2 119.12
					自環特 521.34
					鳥保特 1,080.19
	計		1,235.48		
県史跡	田野畑村	596	36.57		国特保 36.57
	計		36.57		
	合計		87,836.84		

注2 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおりである。

水かん＝水源かん養保安林	定特保＝国定公園特別保護地区
土流＝土砂流出防備保安林	定特1＝国定公園第1種特別地域
土崩＝土砂崩壊防備保安林	定特2＝国定公園第2種特別地域
防風＝防風保安林	定特3＝国定公園第3種特別地域
干害＝干害防備保安林	県特1＝県立自然公園第1種特別地域
なだれ＝なだれ防止保安林	県特2＝県立自然公園第2種特別地域
風致＝風致保安林	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
保健＝保健保安林	自環特＝自然環境保全地域特別地区
保安施＝保安施設地区	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
砂指＝砂防指定地	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
国特保＝国立公園特別保護地区	特母＝特別母樹林
国特1＝国立公園第1種特別地域	特史跡＝特別史跡名勝天然記念物
国特2＝国立公園第2種特別地域	県史跡＝県条例に基づく史跡名勝天然記念物
国特3＝国立公園第3種特別地域	

## 別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
<p>1 伐採の方法</p>	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
<p>2 伐採の限度</p>	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
2 伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植 栽	<p>1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

## 別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。            (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。            (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第 2 種 特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。            (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。            (2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

### 別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「砂防法施行条例」（平成11年12月17日岩手県条例第73号）で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書について（昭和49年10月9日49林野計第405号）による。
県自然環境保全地域 特別地区	「岩手県自然環境保全条例」（昭和48年12月25日岩手県条例第62号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
特別母樹林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。
特別史跡名勝 天然記念物	「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）で定めるところによる。
県条例に基づく史跡 名勝天然記念物	「岩手県文化財保護条例」（昭和51年3月26日岩手県条例第44号）で定めるところによる。





# 計 画 事 項 の 別 表



別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	施業方法	
総数		92,065.15		
市町別内訳	宮古市	1～7, 15～23, 72～78, 175, 177～196, 198～209, 301～352, 354, 356, 357, 359～366, 370～389, 391～405, 407～412, 414, 420, 580～585	32,383.57	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	久慈市	87～91, 94～130, 132～166, 169, 171, 172, 179, 183, 185, 186, 200, 201	11,377.51	
	山田町	7～14, 24～31, 36～40, 42～48, 50～67, 69～71, 79, 80	13,848.16	
	岩泉町	3～14, 17～50, 52～71, 501～550, 553～560, 563～565, 575, 578, 579, 586, 587, 591～594	30,149.71	
	田野畑村	566, 567, 569～574, 595, 596	1,620.69	
	普代村	1, 2	272.82	
	野田村	72～86	1,894.63	
	洋野町	191, 193～196	518.06	

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

**2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林**

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	施業方法	
総数		20,539.81		
市町村別内訳	宮古市	1～3, 6, 16～23, 74, 175, 178～193, 195, 196, 198～204, 301～314, 316～329, 332, 334～339, 370, 371, 374, 377, 381, 384, 385, 420, 580～583	11,634.04	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐)  (択伐以外)
	久慈市	90, 91, 94～99, 112, 115, 117, 123, 127, 130, 134, 135, 140, 141, 145, 146, 149, 154, 155, 160, 163, 164, 169	832.31	
	山田町	8, 9, 25～28, 30, 45, 47, 48, 51～56, 58～60, 62～67, 69～71	2,213.19	
	岩泉町	4, 10～12, 14, 20, 22, 24～27, 31, 33, 34, 37～39, 41～43, 45～50, 52, 54, 56～59, 61, 62, 64～66, 68～71, 501～510, 512～515, 517, 518, 523, 525, 537～541, 553～558, 575, 578	5,761.10	
	田野畑村	571, 572	25.53	
	野田村	73, 74, 79, 80	73.64	

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	施業方法	
総数		16,785.26		
市町村別 内訳	宮古市	1, 3, 18, 20, 21, 75, 183～191, 205～209, 308, 310～312, 314, 317, 323～328, 332, 335～337, 344～348, 351, 352, 356, 357, 361～363, 365, 366, 373, 376, 379, 380, 382, 383, 387～389, 391, 394～396, 400, 401, 408～412, 420	8,284.71	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	久慈市	94～97, 114～117, 123, 124, 152, 153, 156～159, 161, 162, 166, 179, 185	1,349.92	
	山田町	24～31, 51, 52, 71	1,175.07	
	岩泉町	3, 4, 14, 17, 18, 28～30, 35, 36, 48～50, 53, 56～60, 62, 70, 71, 501～503, 515, 518～520, 522～525, 528～534, 536～539, 542～550, 575, 578～579, 587, 591, 592	5,689.71	
	田野畑村	570, 571, 595, 596	207.93	
	野田村	81	50.80	
	洋野町	193, 194	27.12	

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。



## (附) 参 考 资 料





## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総数	374,739	333,126	92,146	240,979	89
宮古市	125,915	114,986	32,384	82,603	91
久慈市	62,350	53,599	11,378	42,222	86
山田町	26,281	23,840	13,848	9,992	91
岩泉町	99,236	91,393	30,231	61,162	92
田野畑村	15,619	13,450	1,621	11,829	86
普代村	6,966	5,997	273	5,725	86
野田村	8,080	6,925	1,895	5,031	86
洋野町	30,292	22,935	518	22,417	76

注1 区域面積は、国土地理院「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 国有林面積は林野庁所管面積（官行造林を含む）で、民有林面積は地域森林計画対象面積。

3 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

### (2) 地況（気候）

単位 気温：℃ 降水量：mm 積雪量：cm

観測地	気 温 (℃)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年平均			
宮古	35.6	-11.4	10.8	1,422	51	
山田	37.5	-11.5	11.1	1,570	—	
川井	37.5	-12.9	10.4	1,214	—	
区界	31.1	-22.5	6.6	1,495	126	
岩泉	37.0	-14.1	10.5	1,201	77	
小本	35.5	-15.5	10.4	1,493	—	
久慈	36.0	-13.3	10.2	1,243	70	
種市	35.4	-11.2	9.7	1,290	—	
山形	35.6	-16.2	9.1	1,141	—	
普代	36.0	-14.3	10.1	1,450	—	

資料 気象庁（2006～2015年）による。

注1 気温の年平均及び年間降水量は2006～2015年までの10ヵ年平均。

2 「—」はデータなし。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			その他
			総 数	うち田	うち畑	
総数	374,739	333,126	11,910	3,414	8,507	29,703
宮古市	125,915	114,986	2,150	764	1,390	8,779
久慈市	62,350	53,599	2,870	795	2,080	5,881
山田町	26,281	23,840	488	384	104	1,953
岩泉町	99,236	91,393	2,040	383	1,660	5,803
田野畑村	15,619	13,450	687	60	627	1,482
普代村	6,966	5,997	250	18	232	719
野田村	8,080	6,925	415	141	274	740
洋野町	30,292	22,935	3,010	869	2,140	4,347

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査」(平成27年)による。

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 生 産	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総数	538,604	22,618	9,380	4,228	9,010	199,845	311,615
宮古市	230,774	6,251	738	1,453	4,060	92,662	129,921
久慈市	123,207	3,854	2,075	754	1,025	32,323	85,995
山田町	50,837	1,665	210	96	1,359	24,492	24,253
岩泉町	40,591	3,028	1,631	1,064	332	14,861	22,361
田野畑村	18,907	982	369	285	328	10,887	6,879
普代村	10,965	1,066	136	81	849	3,836	5,971
野田村	19,574	1,064	717	36	311	10,477	7,869
洋野町	43,749	4,708	3,504	459	746	10,307	28,366

資料 岩手県「平成25年度市町村民経済計算」による。

注 総生産は、税の控除等により、各産業別生産額の合計値と一致しない。

## (5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総数	68,157	9,768	5,188	936	3,644	18,298	39,924
宮古市	25,669	2,548	1,115	251	1,182	6,486	16,534
久慈市	16,282	1,596	1,026	220	350	4,524	10,135
山田町	8,327	1,545	319	101	1,125	2,373	4,406
岩泉町	4,917	1,286	991	186	109	1,067	2,543
田野畑村	1,776	467	253	49	165	489	815
普代村	1,398	305	89	19	197	404	687
野田村	2,056	364	197	24	143	615	1,073
洋野町	7,732	1,657	1,198	86	373	2,340	3,731

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」による。

注 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳の合計と総数は一致しないことがある。

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>/年

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	92,146.45	15,782	213	301.01			287.82			201.38			393.59		
総数	88,314.21	15,782	213	301.01			287.82			201.38			393.59		
針	43,892.07	7,849	128	205.66			230.06			106.74			105.59		
広	44,422.14	7,933	85	95.35			57.76			94.64			288.00		
総数	38,890.03	7,740	135	254.56			234.05			122.16			229.08		
針	38,118.46	6,657	117	205.66			217.38			95.50			81.56		
広	771.57	1,082	18	48.90			16.67			26.66			147.52		
総数	37,890.39	7,555	133	254.56			234.05			122.16			229.08		
針	37,155.32	6,541	116	205.66			217.38			95.50			81.56		
広	735.07	1,014	17	48.90			16.67			26.66			147.52		
育複層成林															
総数	999.64	185	2												
針	963.14	116	1												
広	36.50	69	1												
総数	49,424.18	8,042	77	46.45			53.77			79.22			164.51		
針	5,773.61	1,192	11				12.68			11.24			24.03		
広	43,650.57	6,850	66	46.45			41.09			67.98			140.48		
育単層成林															
総数	894.86	153	5				11.88			9.82			15.97		
針	836.94	137	3				3.89			9.82			15.97		
広	57.92	16	1				7.99								
育複層成林															
総数	1,307.71	178	4	0.51						0.64					
針	108.06	18													
広	1,199.65	160	4	0.51						0.64					
天然林															
総数	47,221.61	7,711	69	45.94			41.89			68.76			148.54		
針	4,828.61	1,037	7				8.79			1.42			8.06		
広	42,393.00	6,674	62	45.94			33.10			67.34			140.48		
竹林															
無立木地	3,832.24														

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 ( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>/年

区分	5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	総数	43	3	1,690.38	204	9	4,463.44	702	21	6,484.37	1,211	29	8,103.22	1,624	29
	針	43	3	1,690.38	204	9	4,463.44	702	21	6,484.37	1,211	29	8,103.22	1,624	29
	広	25	2	1,280.28	153	6	4,116.90	608	18	6,057.01	1,039	24	7,742.72	1,381	25
人工林	総数	18	1	410.10	51	2	346.54	95	3	427.36	172	4	360.50	243	5
	針	26	2	1,198.84	161	7	4,160.40	669	20	6,033.31	1,155	27	7,511.61	1,532	27
	広	17	1	1,045.55	128	5	4,052.70	599	18	5,993.67	1,030	24	7,491.10	1,330	24
天然林	総数	9	1	153.29	33	1	107.70	70	2	39.64	125	3	20.51	198	3
	針	8	1	153.29	33	1	107.70	70	2	39.64	125	3	20.51	198	3
	広	1	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
立木地	総数						0.12			10.01	2		42.46	8	
	針						0.12			10.01	1		42.46	5	
	広										1			3	
育複層林	総数	17	1	491.54	43	2	303.04	33	1	451.06	55	2	591.61	92	2
	針	8	1	234.73	26	1	64.20	9	1	63.34	9	1	251.62	50	1
	広	9	1	256.81	18	1	238.84	24	1	387.72	46	2	339.99	42	1
育成林	総数	11	1	236.72	29	1	61.51	10	1	53.74	9	1	228.08	48	1
	針	8	1	226.29	25	1	61.51	8	1	51.61	8	1	226.53	46	1
	広	3	0	10.43	4	0	0.00	2	0	2.13	1	0	1.55	2	0
育複層林	総数	1	0	5.58	0	0	33.84	5	0	89.51	20	1	61.53	12	0
	針	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.77	0	0	12.70	2	0
	広	1	0	5.58	0	0	33.84	5	0	89.51	20	1	61.53	12	0
天然林	総数	4	1	249.24	14	1	207.69	18	1	307.81	27	1	302.00	33	1
	針	4	1	249.24	14	1	207.69	18	1	307.81	27	1	302.00	33	1
	広	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
竹林	総数	4	1	240.80	14	1	205.00	18	1	296.85	25	1	289.61	31	1
	針	4	1	240.80	14	1	205.00	18	1	296.85	25	1	289.61	31	1
	広	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
無立木地															

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。  
 注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 注3 ( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>/年

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総数	8,356.69	1,759	26	7,243.04	1,437	19	4,416.56	930	11	2,683.65	581	9	2,491.88	506
総数	8,356.69	1,759	26	7,243.04	1,437	19	4,416.56	930	11	2,683.65	581	9	2,491.88	506	9
	7,667.13	1,462	21	6,260.14	1,125	14	3,469.41	671	7	1,247.00	268	2	572.81	131	1
	689.56	297	5	982.90	311	5	947.15	259	5	1,436.65	313	7	1,919.07	375	7
総数	7,639.54	1,686	24	6,205.69	1,319	16	3,358.81	769	8	996.45	237	2	211.20	53	
	7,614.04	1,453	21	6,174.50	1,114	14	3,358.45	648	6	994.32	202	2	211.20	44	
	25.50	233	3	31.19	205	2	0.36	121	1	2.13	35			9	
青単層成林	7,402.61	1,648	24	5,929.37	1,273	15	3,124.79	731	7	963.87	229	2	204.06	51	
	7,396.03	1,428	21	5,915.76	1,085	13	3,124.43	624	6	961.74	197	2	204.06	43	
	6.58	220	3	13.61	188	2	0.36	107	1	2.13	32			8	
育複層成林															
	236.93	38	1	276.32	46	1	234.02	38		32.58	8		7.14	2	
	218.01	25		258.74	29		234.02	24		32.58	5		7.14	1	
総数	717.15	74	2	1,037.35	118	3	1,057.75	161	4	1,687.20	344	7	2,280.68	453	8
	53.09	9		85.64	12		110.96	23		252.68	67	1	361.61	87	1
	664.06	64	2	951.71	106	3	946.79	138	4	1,434.52	277	6	1,919.07	366	7
青単層成林	31.41	7		7.16	2		47.89	11		22.28	4		43.37	12	
	31.41	7		6.69	1		42.34	9		18.82	4		37.65	10	
				0.47			5.55	2		3.46			5.72	2	
育複層成林	61.30	5		98.57	12		65.79	6		20.61	2		89.63	9	
	0.86			30.99	2		0.51						2.12		
	60.44	5		67.58	11		65.28	6		20.61	2		87.51	9	
天然林	624.44	61	2	931.62	104	3	944.07	144	4	1,644.31	338	7	2,147.68	432	8
	20.82	3		47.96	9		68.11	14		233.86	63	1	321.84	77	1
	603.62	59	2	883.66	95	2	875.96	130	3	1,410.45	275	6	1,825.84	355	7
竹林															
無立木地															

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3 ( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>/年

区分	1 5 齢級			1 6 齢級			1 7 齢級			1 8 齢級			1 9 齢級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数	総数	263	4	1,345.49	224	3	1,623.65	303	4	1,457.63	278	3	1,457.63	278	3	1,837.58	334	3
	総数	263	4	1,345.49	224	3	1,623.65	303	4	1,457.63	278	3	1,457.63	278	3	1,837.58	334	3
	針	34		156.00	30		226.00	54		127.21	33		209.79	52		209.79	52	
人工林	総数	229	4	1,189.49	194	3	1,397.65	249	3	1,330.42	245	3	1,330.42	245	3	1,627.79	282	3
	総数	229	4	1,189.49	194	3	1,397.65	249	3	1,330.42	245	3	1,330.42	245	3	1,627.79	282	3
	針	24		94.21	20		113.85	29		10.20	3		71.16	25		71.16	25	
育 成 林	総数	19		85.45	14		106.14	21		7.67	2		71.16	18		71.16	18	
	針	5		8.76	6		7.71	8		2.53	1		7			7		
	針	16		70.80	15		77.48	21		7.46	2		29.35	12		29.35	12	
天 然 林	総数	14		62.04	11		69.77	17		4.93	1		29.35	10		29.35	10	
	針	2		8.76	4		7.71	4		2.53	1		2		2		2	
	針	7		23.41	5		36.37	8		2.74	1		41.81	13		41.81	13	
立木地	総数	5		23.41	3		36.37	5		2.74			8		8		8	
	針	3			2			4					5		5		5	
	針	239	4	1,251.28	204	3	1,509.80	274	4	1,447.43	275	3	1,766.42	309	3	1,766.42	309	3
天 然 林	総数	15		70.55	16		119.86	33		119.54	31		138.63	34		138.63	34	
	針	224	4	1,180.73	188	3	1,389.94	241	3	1,327.89	244	3	1,627.79	275	3	1,627.79	275	3
	針	3		3.08	1		2.30	2		2.30	1		5.06	1		5.06	1	
無立木地	総数	3		2.88	1		2.30	2			1		5.06	1		5.06	1	
	針	1		0.20														
	針	12		84.44	10		32.79	4		19.56	3		13.26	2		13.26	2	
天 然 林	総数	12		0.99						0.52								
	針	12		83.45	10		32.79	4		19.04	3		13.26	2		13.26	2	
	針	224	4	1,163.76	192	3	1,474.71	267	4	1,427.87	272	3	1,748.10	306	3	1,748.10	306	3
竹 林	総数	12		66.68	15		117.56	31		119.02	30		133.57	33		133.57	33	
	針	211	4	1,097.08	178	3	1,357.15	237	3	1,308.85	241	3	1,614.53	273	3	1,614.53	273	3
	針																	

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3 ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材種：立木は1,000m<sup>3</sup> 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>/年

区分	2.0 齡級			2.1 齡級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	1,677.12	259	2	31,088.54	5,099	24
総数	1,677.12	259	2	31,088.54	5,099	24
針	118.59	24		3,567.30	747	5
広	1,558.53	235	2	27,521.24	4,352	20
総数	27.37	10		12.24	7	
針	27.37	6		12.24	5	
広		3			2	
育成林	3.66	1		12.24	7	
育成林	3.66	1		12.24	5	
育成林					2	
育成林						
育成林	23.71	8				
育成林	23.71	5				
育成林		3				
総数	1,649.75	249	2	31,076.30	5,093	24
針	91.22	18		3,555.06	743	4
広	1,558.53	231	2	27,521.24	4,350	20
育成林				1.93	1	
育成林				1.74	1	
育成林				0.19		
育成林	29.11	4		469.90	69	
育成林	0.23			56.58	13	
育成林	28.88	4		413.32	56	
天然林	1,620.64	245	2	30,604.47	5,023	24
天然林	90.99	18		3,496.74	729	4
天然林	1,529.65	227	2	27,107.73	4,294	19
竹林						
無立木地						

- 注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3 ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。



(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	立木地										無立木地等				計					
	人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改訂予定地	林地以外の地						
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計											
制限林	面積	針 32,673.44	942.44	33,615.88	646.07	107.25	4,666.89	5,420.21												
		広 127.57	36.50	164.07	44.30	1,136.49	34,214.65	35,395.44												
	材積	針 32,801.01	978.94	33,779.95	690.37	1,243.74	38,881.54	40,815.65												
	成長量	針 5,733.799	112.843	5,846.642	109.749	17,287	1,008.185	1,135.221												
普通林	面積	針 6,659.809	178.833	6,838.642	122.063	169.779	6,618.665	6,910.507												
		広 101,232.2	1,342.3	102,574.5	2,618.8	215.7	7,133.3	9,967.8												
	材積	針 14,920.1	685.0	15,605.1	833.7	3,248.4	50,348.1	54,430.2												
	成長量	針 116,152.3	2,027.3	118,179.6	3,452.5	3,464.1	57,481.4	64,398.0												
計	面積	針 4,481.88	20.70	4,502.58	190.87	0.81	161.72	353.40												
		広 607.50	13.62	63.16	8.178.35	8,255.13	8,862.63													
	材積	針 5,089.38	20.70	5,110.08	204.49	63.97	8,340.07	8,608.53												
	成長量	針 807.364	3,298	8,106.62	27,415	285	28,681	56,381												
計	面積	針 87,554	2,761	90,315	3,911	7,848	1,063,321	1,075,080												
		広 894,918	6,059	900,977	31,326	8,133	1,092,002	1,131,461												
	材積	針 14,489.8	34.5	14,524.3	750.3	2.8	268.9	1,022.0												
	成長量	針 2,418.2	19.7	2,437.9	312.4	266.4	11,490.3	12,069.1												
計	面積	針 16,908.0	54.2	16,962.2	1,062.7	269.2	11,759.2	13,091.1												
		広 37,155.32	963.14	38,118.46	836.94	108.06	4,828.61	5,773.61												
	材積	針 735.07	36.50	771.57	57.92	1,199.65	42,393.00	43,650.57												
	成長量	針 37,890.39	999.64	38,890.03	894.86	1,307.71	47,221.61	49,424.18												
計	面積	針 6,541.163	116.141	6,657.304	137.164	17.572	1,036.866	1,191.602												
		広 1,013.564	68.751	1,082.315	16,225	160,340	6,673.801	6,850,366												
	材積	針 7,554,727	184,892	7,739,619	153,389	177,912	7,710,667	8,041,968												
	成長量	針 115,722.0	1,376.8	117,098.8	3,369.1	218.5	7,402.2	10,989.8												
計	面積	針 17,338.3	704.7	18,043.0	1,146.1	3,514.8	61,838.4	66,499.3												
		広 133,060.3	2,081.5	135,141.8	4,515.2	3,733.3	69,240.6	77,489.1												
	材積	針 133,060.3	2,081.5	135,141.8	4,515.2	3,733.3	69,240.6	77,489.1												
	成長量	針 133,060.3	2,081.5	135,141.8	4,515.2	3,733.3	69,240.6	77,489.1												

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。  
注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	立木地											無立木地等					計						
		人工林					天然林						伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の地								
		育成専層林	育成複層林	計	育成専層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	計													
宮古市	面積	針	12,414.84	220.98	12,635.82	129.68	65.25	2,794.22	2,989.15										15,624.97					
		広	195.89	195.89			469.97	14,416.09	14,886.06										15,081.95					
	材積	針	12,610.73	220.98	12,831.71	129.68	555.22	17,210.31	17,875.21										30,706.92			1,676.65	32,383.57	
		広	2,390.510	27,061	2,417.571	18,000	13,722	607,505	639,227										3,056,798				3,056,798	
	成長量	針	185,557	18,264	203,821	1,235	62,025	2,430,769	2,494,029										2,697,850				2,697,850	
		広	2,576,067	45,325	2,621,392	19,235	75,747	3,038,274	3,133,256										5,754,648				5,754,648	
	久慈市	面積	針	40,348.9	298.5	40,647.4	626.3	161.5	4,063.7	4,851.5										45,498.9				45,498.9
			広	2,767.0	178.7	2,945.7	45.3	466.7	20,236.3	20,748.3									23,694.0				23,694.0	
		材積	針	43,115.9	471.2	43,593.1	671.6	628.2	24,300.0	25,599.8										69,192.9				69,192.9
			広	5,593.13	42.82	5,635.95	227.85	12.40	378.87	619.12										6,255.07				6,255.07
		成長量	針	5,634.90	42.82	5,677.72	264.16	161.17	4,938.06	5,363.39										11,041.11			298.54	11,377.51
広	980,974		4,824	985,798	34,413	2,358	83,352	120,123										1,105,921				1,105,921		
山田町	面積	針	181,395	3,192	184,587	9,201	28,674	701,146	739,021										923,608				923,608	
		広	1,162,369	8,016	1,170,385	43,614	31,032	784,498	859,144										2,029,529				2,029,529	
	材積	針	17,394.6	54.0	17,448.6	719.4	36.8	726.1	1,482.3										18,930.9				18,930.9	
		広	2,750.7	26.5	2,777.2	728.3	1,228.6	8,988.4	10,945.3										13,722.5				13,722.5	
	成長量	針	20,145.3	80.5	20,225.8	1,447.7	1,265.4	9,714.5	12,427.6										32,653.4				32,653.4	
広		5,540.41	446.80	5,987.21	207.12	0.56	1,124.34	1,332.02										7,319.23				7,319.23		
岩泉町	面積	針	244.76	36.50	281.26	0.70	63.93	5,904.05	5,968.68										6,249.94				6,249.94	
		広	5,785.17	483.30	6,268.47	207.82	64.49	7,028.39	7,300.79										13,569.17			229.20	13,848.16	
	材積	針	1,092,355	58,358	1,150,713	37,621	65	244,809	282,495										1,433,208				1,433,208	
		広	92,578	35,051	127,629	550	5,464	1,016,542	1,022,556										1,150,185				1,150,185	
	成長量	針	1,184,933	93,409	1,278,342	38,171	5,529	1,261,351	1,305,051										2,583,393				2,583,393	
広		22,307.1	785.4	23,092.5	833.9	0.6	1,857.8	2,692.3										25,784.8				25,784.8		
田野畑村	面積	針	1,768.6	366.1	2,134.7	25.7	119.8	10,111.1	10,256.6										12,391.3				12,391.3	
		広	24,075.7	1,151.5	25,227.2	859.6	120.4	11,968.9	12,948.9										38,176.1				38,176.1	
	材積	針	11,377.52	204.01	11,581.53	163.43	27.31	344.70	535.44										12,116.97				12,116.97	
		広	199.34	199.34		3.85	501.63	16,028.96	16,534.44										16,733.78				16,733.78	
	成長量	針	11,576.36	204.01	11,780.37	167.28	528.94	16,373.66	17,069.88										28,850.75			1,224.40	30,231.01	
広		1,686,552	19,431	1,705,983	27,668	1,097	64,643	93,408										1,799,391				1,799,391		
久慈市	面積	針	473,170	7,933	481,103	456	62,208	2,284,928	2,347,592										2,828,695				2,828,695	
		広	2,159,722	27,364	2,187,086	28,124	63,305	2,349,571	2,441,000										4,628,086				4,628,086	
	材積	針	28,499.9	171.5	28,671.4	704.4	14.7	438.6	1,157.7										29,829.1				29,829.1	
		広	8,357.1	91.8	8,448.9	40.4	1,637.9	18,209.8	19,888.1										28,337.0				28,337.0	
	成長量	針	36,857.0	263.3	37,120.3	744.8	1,652.6	18,648.4	21,045.8										58,166.1				58,166.1	
広		921.72	48.53	970.25	40.05		101.32	141.37										1,111.62				1,111.62		
田野畑村	面積	針	1.10	1.10				469.19	469.19										470.29				470.29	
		広	922.82	48.53	971.35	40.05	570.51	610.56										1,581.91			28.16	1,620.69		
	材積	針	193,720	6,467	200,187	7,656		20,164	27,820										228,007				228,007	
		広	8,039	4,311	12,350			99,511	99,511										111,861				111,861	
	成長量	針	201,759	10,778	212,537	7,656		119,675	127,331										339,868				339,868	
広		3,755.7	67.4	3,823.1	192.3		158.2	350.5										4,173.6				4,173.6		
計	針	90.4	41.6	132.0			1,853.9	1,853.9										1,985.9				1,985.9		
	広	3,846.1	109.0	3,955.1	192.3		2,012.1	2,204.4										6,159.5				6,159.5		

注1 人工林及び天然林で点生木のみを林分の面積には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

市町村	区分	立木地										無立木地等					計						
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改訂予定地		林地以外の地	計				
		育成層林		計			育成層林		計														
		育成層林	育成層林	計	育成層林	育成層林	天然林	計															
市町村	面積	針	194.63	8.33	194.63	5.75	14.08	208.71															
		広	17.40	1.64	17.40	38.31	39.95	57.35															
		計	212.03	9.97	212.03	44.06	54.03	266.06														6.76	272.82
		針	32.706	1.314	32.706	1.309	2.623	35.329															
		広	10.472	3.94	10.472	8.648	9.042	19.514															
普代村	材積	針	43.178	1.708	43.178	9.957	11.665	54.843															
		針	577.3	36.3	577.3	10.3	46.6	623.9															
		広	177.3	25.0	177.3	182.2	207.2	384.5															
		計	754.6	61.3	754.6	192.5	253.8	1,008.4															
		針	1,016.01	54.78	1,016.01	2.54	125.16	1,141.17															
野田村	面積	針	34.81	15.42	34.81	600.02	630.79	665.60															
		広	1,050.82	70.20	1,050.82	17.89	755.95	1,806.77															
		計	152.440	10.161	152.440	330	23.668	176.108	455														
		針	58.650	4.257	58.650	1,909	101.072	159.722															
		広	211.090	14.418	211.090	2,299	124.740	335.830	455														
野田村	材積	針	2,555.1	233.9	2,555.1	4.9	370.3	2,925.4															
		広	1,351.0	256.6	1,351.0	61.8	1,783.8	3,134.8															
		計	3,906.1	490.5	3,906.1	66.7	2,154.1	6,060.2	4.5														
		針	97.06	5.70	97.06	11.57	17.27	114.33															
		広	97.06	5.70	97.06	388.76	394.46	491.52	21.56														
洋野町	面積	針	11,906	331	11,906	1,907	2,238	14,144															
		広	3,703	132	3,703	37,411	37,543	41,246															
		計	15,609	463	15,609	39,318	39,781	55,390															
		針	283.4	22.6	283.4	16.0	38.6	322.0															
		広	76.2	24.8	76.2	791.3	816.1	892.3															
洋野町	材積	針	359.6	47.4	359.6	807.3	854.7	1,214.3															
		針																					
		広																					
		計																					
		針																					
森林計画計	面積	針	37,155.32	963.14	38,118.46	836.94	5,773.61	43,892.07															
		広	735.07	36.50	771.57	57.92	43,650.57	44,422.14															
		計	37,890.39	999.64	38,890.03	894.86	49,424.18	88,314.21	447.63														
		針	6,541.163	116.141	6,657.304	137,164	1,191,602	7,848,906	455														
		広	1,013.564	68.751	1,082.315	16,225	6,850,366	7,932,681															
森林計画計	材積	針	7,554.727	184.892	7,739.619	153,389	15,781,587	15,781,587															
		広	115,722.0	1,376.8	117,098.8	3,369.1	10,939.8	128,088.6															
		計	17,338.3	704.7	18,043.0	1,146.1	66,499.3	84,542.3															
		針	133,060.3	2,081.5	135,141.8	4,515.2	77,489.1	212,630.9															
		広																					
森林計画計	成長量	針																					
		広																					
		計																					
		針																					
		広																					

注1 人工林及び天然林で点生木のみ其林分の面積には含まれていない。  
 注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村					計
	宮古市	久慈市	山田町	岩手町	田野畑村	
水源かん養保安林	17,790.02	9,224.47	11,171.62	23,507.37	1,376.83	212.51
土砂流出防備保安林	7,779.50		582.49	351.72	25.51	
土砂崩壊防備保安林	892.64	186.18	1.53	160.21		
飛砂防備保安林						
防風保安林						
水害防備保安林						
潮害防備保安林						
干害防備保安林	303.17				51.47	
防雪保安林						
防霧保安林						
なだれ防止保安林	77.84			49.07		
落石防止保安林						
防火保安林						
魚つき保安林	222.69	14.79	(1.53)	374.67	36.43	
航行目標保安林						
保健保安林	(1,759.65)					
風致保安林						
計	(1,759.65)	9,425.44	(1.53)	24,146.63	1,490.24	212.51
保安施設地区						
砂防指定地						
特別保護地区	(7.95)	48.29	(2.11)	15.92	52.68	
第一種特別地域	(185.32)	0.09	(238.86)	2.51	(36.43)	0.37
第二種特別地域	(477.14)	0.91	(27.22)	0.04	0.14	
第三種特別地域	(106.80)	0.88	(742.59)	296.91		
地種区分未定地域						
計	(769.26)	1.88	(1,008.67)	299.46	(36.43)	0.14
特別保護地区	(339.08)	1.88				
第一種特別地域	(533.68)					
第二種特別地域	(1,172.48)	9.62				
第三種特別地域	(235.58)	10.03				
地種区分未定地域						
計	(2,280.82)	21.53				
都						
自然公園						
第一種特別地域		(75.23)				
第二種特別地域		(334.00)			(65.84)	
第三種特別地域		7.23				
地種区分未定地域						
計		(409.23)			(65.84)	
原生自然環境保全地域						
自然環境保全地域特別地区	(1,368.48)	1.39				
都道府県自然環境保全地域特別地区	(31.56)					
鳥獣保護区特別保護地区	(1,444.87)				(186.48)	
緑地保全地区						
風致地区						
特別母樹林		7.21				
史跡名勝天然記念物	(1,235.48)					
種の保存法による管理地区						
その他					(36.57)	
合計	(8,898.07)	27,138.95	(721.28)	12,482.45	(330.68)	24,162.39
		9,690.74	(1,010.20)	12,482.45	1,490.75	212.51

注 ( ) は、重複する制限林面積を表す。

区分	市町村			合計
	野田村	洋野町	合計	
水源かん養保安林	1,481.47		64,764.29	
土砂流出防備保安林			8,739.22	
土砂崩壊防備保安林			1,240.56	
飛砂防備保安林				
防風保安林				
水害防備保安林				
潮害防備保安林				
干害防備保安林	140.76		495.40	
防雪保安林				
防霧保安林				
なだれ防止保安林	1.80		128.71	
落石防止保安林				
防火保安林				
魚つき保安林			(133.42)	
航行目標保安林				
保健保安林			(1,759.65)	
風致保安林				
計	1,624.03		76,095.02	
保安施設地区				
砂防指定地		1.89	134.87	
特別保護地区			(10.06)	
第一種特別地域			(275.29)	
第二種特別地域			(314.97)	
第三種特別地域			(1,341.68)	
地種区分未定地域			(138.73)	
計			(2,070.67)	
特別保護地区			536.46	
第一種特別地域			(339.08)	
第二種特別地域			(533.68)	
第三種特別地域			(1,172.48)	
地種区分未定地域			(235.58)	
計			(2,280.82)	
都			21.53	
道				
府			(141.07)	
県			(334.00)	
立			7.23	
園				
計			(475.07)	
原生自然環境保全地域				
自然環境保全地域特別地区			(1,368.48)	
都道府県自然環境保全地域特別地区			(218.04)	
鳥獣保護区特別保護地区			(1,444.87)	
緑地保全地区				
風致地区				
特別母樹林			7.21	
史跡名勝天然記念物				
種の保存法による管理地区			(1,235.48)	
その他			(36.57)	
合計	1,624.03	1.89	(11,033.13)	
			76,803.71	

注 ( ) は、重複する制限林面積を表す。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

樹種 林種	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ナラ類	その他 広葉樹
総数	749	299	3,019	3,558	224	1,365	1,355	5,212
人工林	745	0	3,016	2,863	33	10	32	1,041
天然林	4	299	3	695	192	1,355	1,324	4,171

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	19.93
宮古市	1.30
久慈市	2.02
山田町	1.35
岩泉町	15.26

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区分	風水害				病虫害				雪害				獣類害			
	24	25	26	27	24	25	26	27	24	25	26	27	24	25	26	27
総数	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
宮古市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
久慈市	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
山田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩泉町	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
田野畑村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普代村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野田村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洋野町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料 「東北森林管理局事業統計書」による。

注 「—」は被害なし、「0」は被害が0.5ha未満。

### 3 林業の動向

#### (1) 森林組合及び生産森林組合の現況

##### ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森 林 組 合	総数	5組合	7,138	3	363,838	125,180	
	宮古市	宮古地方	2,352	1	129,723	46,005	
	山田町						
	岩泉町	岩泉町	1,423	1	46,043	38,704	
	田野畑村	田野畑村	267	—	23,320	6,991	
	久慈市	久慈地方	2,866	1	147,708	31,137	
	普代村						
	洋野町						
	野田村	野田村	230	—	17,044	2,343	
生 産 森 林 組 合	総数	12組合	620	—	89,213	2,285	
	宮古市	長沢	84	—	2,520	312	
		磯鶏	113	—	22,060	42	
		藤畑	49	—	2,500	99	
		田代下組					解散済
		未前	34	—	6,800	208	
		平沢	23	—	4,600	254	
		北山	56	—	8,300	616	
	山田町	豊間根					報告なし
		荒川第二	137	—	6,109	50	
	岩泉町	中里					報告なし
		穴沢	62	—	20,700	480	
		中島	62	—	15,624	224	

資料 平成26年度森林組合要覧（平成25年度実績）による。

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森林組合名	指導事業	販売事業	林産事業	加工事業	購買事業
総数	901	746,595	149,685	90,698	50,895
宮古地方	562	244,863	97,949	—	8,805
岩泉町	—	109,309	—	—	3,760
田野畑村	339	15,134	2,743	3,693	2,249
久慈地方	—	159,879	23,109	87,005	31,152
野田村	—	217,410	25,884	—	4,929

森林組合名	養 苗	森林造成 事業	利用・福利厚生 事業	金 融 事 業	合 計
総数	1,467	289,646	46,444	9,558	1,385,889
宮古地方	—	14,934	1,993	—	369,106
岩泉町	—	97,802	220	—	211,091
田野畑村	—	27,456	40,401	—	92,015
久慈地方	1,467	102,915	930	9,558	416,015
野田村	—	46,539	2,900	—	297,662

資料 平成26年度森林組合要覧（平成25年度実績）による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分	林業経営体	木材卸売業	木材・木製品製造業
総数	44	2	147
宮古市	14	1	15
久慈市	11	1	14
山田町	2	—	43
岩泉町	10	—	28
田野畑村	1	—	6
普代村	—	—	7
野田村	1	—	4
洋野町	5	—	30

資料 林業経営体は「2015年農林業センサス」（農林水産省）による。

木材卸売業は共販場数（森林組合系統）（岩手県森林整備課調べ）。

木材・木製品製造業は、「平成26年工業統計調査」による。



(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数 (15歳以上)		
	総 数	うち林業	割 合
総数	68,157	936	1.37
宮古市	25,669	251	0.98
久慈市	16,282	220	1.35
山田町	8,327	101	1.21
岩泉町	4,917	186	3.78
田野畑村	1,776	49	2.76
普代村	1,398	19	1.36
野田村	2,056	24	1.17
洋野町	7,732	86	1.11

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」による。

注 総数には「分類不能の産業」を含む。

(4) 林業機械化の概況 (高性能林業機械)

単位 台

機械種名	総 数	備 考
フェラーバンチャ	—	立木を伐倒する自走式機械
スキッダ	4	牽引式集材専用トラクタ
プロセッサ	18	枝払・玉切する自走式機械
ハーベスタ	6	伐倒・枝払・玉切する自走式機械
フォワーダ	6	積載式集材専用トラクタ
タワーヤーダ	3	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	10	簡易索張式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備
グラップルソー	28	巻き立て・玉切り機械

資料 H27林業機械・器具現況調査 (H26実績)

#### 4 前計画の実行状況

##### (1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup> 実行歩合：%

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	687	534	78	231	128	55	457	406	89
針葉樹	594	455	77	201	100	50	393	354	90
広葉樹	94	79	84	30	28	91	64	51	81

##### (2) 人工造林・天然更新別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
889	356	40	702	283	40	187	73	39

##### (3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

開 設			拡 張		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
78.3	35.6	45	—	0.5	—

##### (4) 保安施設の数量

###### ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	—	—	—	2	12	596
水源かん養	—	—	—	2	8	392
災害防備	—	—	—	—	4	—
保健、風致の保存等	—	—	—	—	—	—

注 「0」は0.5ha未満。

###### イ 保安施設地区の指定

該当なし。

###### ウ 保安施設事業

単位 地区数

計 画	実 行
147	48

## 5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

### （1）森林より森林以外へ異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	237.01	237.01

### （2）森林以外より森林へ異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	27.79	27.79

## 6 森林資源の推移

### （1）分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m<sup>3</sup> 面積：ha

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総数	908	927	955	980	1,000	1,021	1,042	1,066
		針葉樹	783	920	947	972	992	1,013	1,034	1,058
		広葉樹	125	7	8	8	8	8	8	9
	主 伐	総数	235	220	232	238	255	273	293	303
		針葉樹	184	213	225	230	248	265	285	294
		広葉樹	51	7	8	8	8	8	8	9
	間 伐	総数	673	707	722	742	744	748	749	764
		針葉樹	599	707	722	742	744	748	749	764
		広葉樹	74	0	0	0	0	0	0	0
造林 面積	総 数	895	1,306	1,268	1,188	1,213	1,263	1,312	1,390	
	人工造林	590	611	618	623	611	618	619	642	
	天然更新	305	694	650	565	602	645	693	748	

注1 分期とは5年を一括りとする単位。第I分期は平成29年から平成33年までとなる。

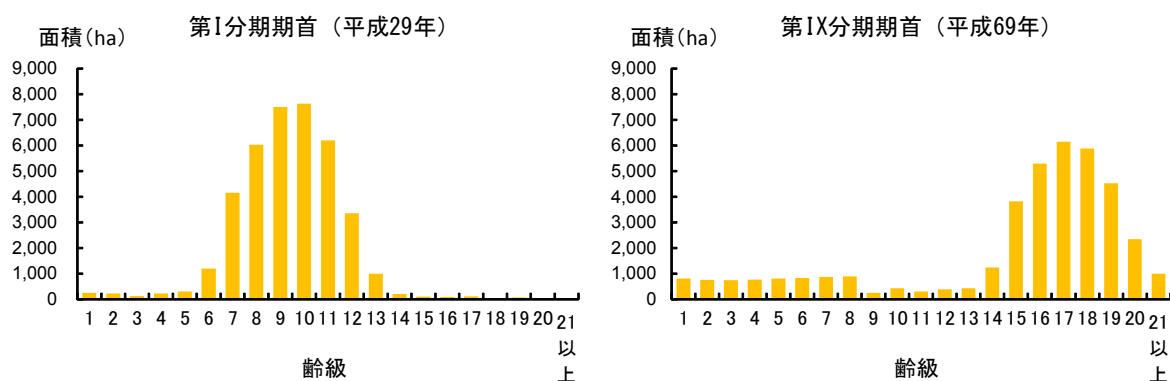
2 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分		面 積													材積
		總 數	1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15・16 齡 級	17・18 齡 級	19・20 齡 級	21 齡 級以上		
I 分期	總 數	88,314.21	588.83	594.97	2,199.07	10,947.81	16,459.91	11,659.60	5,175.53	3,003.97	3,081.28	3,514.70	31,088.54	15,782	
	人工林	38,890.03	488.61	351.24	1,503.42	10,193.71	15,151.15	9,564.50	1,207.65	194.93	124.05	98.53	12.24	7,740	
	育成單層林	37,890.39	488.61	351.24	1,503.42	10,183.58	14,871.76	9,054.16	1,167.93	139.50	84.94	33.01	12.24	7,555	
	育成複層林	999.64	0.00	0.00	0.00	10.13	279.39	510.34	39.72	55.43	39.11	65.52	0.00	185	
	天然林	49,424.18	100.22	243.73	695.65	754.10	1,308.76	2,095.10	3,967.88	2,809.04	2,957.23	3,416.17	31,076.30	8,042	
	育成單層林	888.83	11.88	25.79	336.08	115.25	255.36	55.05	65.65	14.48	2.30	5.06	1.93	152	
育成複層林	1,318.63	0.51	0.64	29.41	128.24	126.96	164.36	110.24	193.65	52.35	42.37	469.90	180		
天然生林	47,216.72	87.83	217.30	330.16	510.61	926.44	1,875.69	3,791.99	2,600.91	2,902.58	3,368.74	30,604.47	7,710		
II 分期	總 數	88,209.76	1,312.99	489.20	883.15	6,127.19	14,500.77	15,082.14	6,712.81	4,093.98	2,941.69	3,303.63	32,762.21	16,718	
	人工林	38,830.21	1,150.01	356.21	514.53	5,349.76	13,532.92	13,371.67	3,995.67	258.89	181.76	81.36	37.43	8,410	
	育成單層林	37,767.35	1,130.95	356.21	514.53	5,349.64	13,418.39	12,858.77	3,729.24	220.52	138.57	36.81	13.72	8,202	
	育成複層林	1,062.86	19.06	0.00	0.00	0.12	114.53	512.90	266.43	38.37	43.19	44.55	23.71	207	
	天然林	49,379.55	162.98	132.99	368.62	777.43	967.85	1,710.47	2,717.14	3,835.09	2,759.93	3,222.27	32,724.78	8,309	
	育成單層林	896.29	6.68	21.70	117.23	296.33	280.37	35.89	70.17	54.77	5.38	5.84	1.93	181	
育成複層林	1,323.21	5.19	0.64	21.93	39.42	151.04	169.91	86.40	198.84	117.23	33.60	499.01	212		
天然生林	47,160.05	151.11	110.65	229.46	441.68	536.44	1,504.67	2,560.57	3,581.48	2,637.32	3,182.83	32,223.84	7,916		
III 分期	總 數	88,597.78	2,167.55	588.83	591.85	2,154.30	11,006.23	15,785.26	10,669.00	4,925.52	3,058.00	3,056.95	34,594.29	17,379	
	人工林	38,925.27	1,765.85	488.61	348.12	1,477.93	10,308.31	14,546.75	8,629.55	989.93	165.91	98.57	105.74	8,808	
	育成單層林	37,710.94	1,701.75	488.61	348.12	1,477.93	10,160.14	14,214.16	8,137.86	954.15	116.65	70.40	41.18	8,565	
	育成複層林	1,214.33	64.10	0.00	0.00	0.00	148.17	332.59	491.69	35.78	49.26	28.16	64.57	243	
	天然林	49,672.51	401.70	100.22	243.73	676.37	697.93	1,203.51	2,039.45	3,935.59	2,892.09	2,958.39	34,488.54	8,571	
	育成單層林	913.77	43.01	11.88	25.79	336.08	115.25	242.07	52.97	63.80	13.40	2.51	7.00	196	
育成複層林	1,530.12	114.00	0.51	0.64	27.51	123.35	144.44	164.36	110.24	278.78	52.74	512.66	258		
天然生林	47,228.62	243.79	87.83	217.30	312.78	459.33	852.00	1,822.11	3,761.55	2,599.91	2,903.14	33,968.88	8,116		
IV 分期	總 數	88,927.15	2,236.36	1,312.99	489.20	869.21	6,272.50	14,153.64	14,041.26	6,358.37	4,232.94	2,921.29	36,039.39	17,956	
	人工林	39,000.27	1,697.82	1,150.01	356.21	514.53	5,519.69	13,224.71	12,371.17	3,665.82	225.09	165.15	110.06	9,153	
	育成單層林	37,582.40	1,594.82	1,130.95	356.21	514.53	5,336.61	12,980.06	11,899.57	3,412.19	187.81	123.10	46.54	8,867	
	育成複層林	1,417.88	103.00	19.06	0.00	0.00	183.08	244.65	471.61	253.63	37.28	42.05	63.52	286	
	天然林	49,926.88	538.55	162.98	132.99	354.68	752.81	928.93	1,670.08	2,692.55	4,007.84	2,756.14	35,929.32	8,802	
	育成單層林	932.98	85.34	6.68	21.70	117.23	296.33	248.06	32.04	64.76	49.18	4.62	7.03	207	
育成複層林	1,765.48	238.10	5.19	0.64	21.93	39.42	167.12	169.91	86.40	386.92	117.23	532.61	300		
天然生林	47,228.42	215.10	151.11	110.65	215.52	417.06	513.75	1,468.13	2,541.39	3,571.74	2,634.29	35,389.69	8,295		
V 分期	總 數	89,057.28	2,054.68	1,765.85	588.83	576.67	2,313.17	10,890.08	14,878.64	10,051.79	4,884.04	3,570.87	37,607.62	18,489	
	人工林	39,049.14	1,632.70	1,765.85	488.61	348.12	1,658.50	10,200.79	13,698.91	8,048.61	867.26	153.21	186.59	9,467	
	育成單層林	37,444.37	1,517.14	1,701.75	488.61	348.12	1,465.90	9,886.58	13,388.48	7,602.51	836.60	106.16	102.53	9,139	
	育成複層林	1,604.77	115.56	64.10	0.00	0.00	192.60	314.21	310.43	446.10	30.65	47.06	84.06	328	
	天然林	50,008.15	421.99	401.70	100.22	228.55	654.67	689.29	1,179.73	2,003.18	4,016.78	2,891.00	37,421.03	9,022	
	育成單層林	959.80	109.93	43.01	11.88	25.79	336.08	102.57	206.84	47.14	57.08	11.07	8.41	215	
育成複層林	1,815.96	156.49	114.90	0.51	0.64	27.51	149.74	144.44	164.36	213.19	278.78	565.40	355		
天然生林	47,232.39	155.56	243.79	87.83	202.12	291.08	436.98	828.46	1,791.68	3,746.51	2,601.16	36,847.22	8,452		
VI 分期	總 數	89,172.85	1,932.20	2,236.36	1,312.99	481.54	1,040.36	6,324.89	13,449.08	13,332.17	5,949.34	4,212.34	38,901.59	19,016	
	人工林	39,040.78	1,571.14	1,697.82	1,150.01	356.21	704.11	5,541.90	12,583.19	11,700.09	3,280.83	212.68	242.80	9,744	
	育成單層林	37,254.07	1,458.11	1,594.82	1,130.95	356.21	512.68	5,185.18	12,355.35	11,281.94	3,054.87	177.23	146.73	9,372	
	育成複層林	1,786.71	113.04	103.00	19.06	0.00	191.44	356.73	227.84	418.15	225.96	35.44	96.07	372	
	天然林	50,132.07	361.05	538.55	162.98	125.33	336.25	782.99	865.89	1,632.08	2,668.50	3,999.67	38,658.79	9,273	
	育成單層林	979.42	141.57	85.34	6.68	21.70	117.23	264.19	205.51	27.10	58.18	41.85	10.06	216	
育成複層林	1,909.73	59.50	238.10	5.19	0.64	21.93	124.17	167.12	169.91	86.40	386.92	649.84	468		
天然生林	47,242.93	159.99	215.10	151.11	102.99	197.09	394.63	493.26	1,435.07	2,523.92	3,570.89	37,988.89	8,589		
VII 分期	總 數	89,269.37	1,905.44	2,054.68	2,167.55	584.04	747.68	2,557.66	10,369.10	14,145.18	9,330.80	4,824.60	40,582.64	19,576	
	人工林	38,954.27	1,515.86	1,632.70	1,765.85	488.61	535.85	1,791.39	9,719.39	13,026.14	7,361.63	816.28	300.56	9,982	
	育成單層林	36,985.51	1,405.85	1,517.14	1,701.75	488.61	342.27	1,427.32	9,427.03	12,737.02	6,966.88	790.37	181.27	9,563	
	育成複層林	1,968.76	110.02	115.56	64.10	0.00	193.58	364.07	292.37	289.12	394.75	25.91	119.29	418	
	天然林	50,315.10	389.58	421.99	401.70	95.43	211.83	766.27	649.70	1,119.04	1,969.17	4,008.32	40,282.08	9,594	
	育成單層林	1,001.59	171.91	109.93	43.01	11.88	25.79	282.28	83.15	167.39	40.69	49.95	15.60	214	
育成複層林	2,057.88	56.50	156.49	114.90	0.51	0.64	212.93	149.74	144.44	164.36	213.19	844.18	673		
天然生林	47,255.63	161.17	155.56	243.79	83.04	185.40	271.06	416.81	807.21	1,764.11	3,745.17	39,422.30	8,707		
VIII 分期	總 數	89,359.08	1,876.01	1,932.20	2,236.36	1,304.20	667.55	1,471.96	5,954.31	12,738.76	12,405.97	5,742.79	43,028.97	20,175	
	人工林	38,807.23	1,511.84	1,571.14	1,697.82	1,150.01	550.53	856.45	5,236.42	11,927.82	10,808.07	3,084.77	412.37	10,165	
	育成單層林	36,649.65	1,404.02	1,458.11	1,594.82	1,130.95	355.29	491.64	4,903.21	11,715.11	10,424.55	2,878.96	292.99	9,695	
	育成複層林	2,157.58	107.82	113.04	103.00	19.06	195.24	364.81	333.21	212.71	383.52	205.81	119.38	470	
	天然林	50,551.85	364.17	361.05	538.55	154.19	117.02	615.52	717.89	810.94	1,597.90	2,658.02	42,616.60	10,010	
	育成單層林	1,029.07	163.35	141.57	85.34	6.68	21.70	102.28	219.57	169.07	22.82	52.53	44.17	219	
育成複層林	2,263.82	43.23	59.50	238.10	5.19	0.64	332.79	124.17	167.12	169.91	86.40	1,036.76	988		
天然生林	47,258.96	157.59	159.99	215.10	142.32	94.68	180.45	374.15	474.75	1,405.17	2,519.09	41,535.66	8,803		
IX 分期	總 數	89,425.23	1,871.48	1,905.44	2,054.68	2,151.43	774.32	1,329.07	2,398.30	9,750.98	13,120.82	8,824.91	45,243.80	20,820	
	人工林	38,580.50	1,572.57	1,515.86	1,632.70	1,765.85	685.04	695.58	1,673.18	9,126.39	12,036.40	6,874.47	1,002.47		

○ 第I分期及び第IX分期期首の人工林齢級別面積



注 齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1 齢級」と数える。

## 7 その他

### (1) 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間
平成3年12月	一斉樹立	自 平成4年4月1日 至 平成14年3月31日 10年
平成8年12月	經常樹立	自 平成9年4月1日 至 平成19年3月31日 10年
平成9年12月	一斉変更	自 平成9年4月1日 至 平成19年3月31日 10年
平成10年12月	一斉変更	自 平成9年4月1日 至 平成19年3月31日 10年
平成13年12月	經常樹立	自 平成14年4月1日 至 平成24年3月31日 10年
平成15年12月	一斉変更	自 平成14年4月1日 至 平成24年3月31日 10年
平成18年12月	經常樹立	自 平成19年4月1日 至 平成29年3月31日 10年
平成22年12月	一斉変更	自 平成19年4月1日 至 平成29年3月31日 10年
平成23年12月	經常樹立	自 平成24年4月1日 至 平成34年3月31日 10年
平成26年12月	一斉変更	自 平成24年4月1日 至 平成34年3月31日 10年
平成28年12月	經常樹立	自 平成29年4月1日 至 平成39年3月31日 10年

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	徳川 浩一	平成28年4月～12月
流域管理指導官	菅原 健一	平成28年4月～12月
計画課長補佐	畑中 辰巳	平成28年4月～12月
森林施業調整官	岩間 由文	平成28年4月～12月
計画調整官	工藤 信彦	平成28年4月～12月
企画係長	鳴海 徹	平成28年4月～12月
経営計画官	林 隆洋	平成28年4月～12月
経営計画官	盛 一樹	平成28年4月～12月
企画係	栗野 雄大	平成28年4月～12月